

目黒労協 2020春闘闘争ニュース

No. 20-03 2020年2月1日

発行: 目黒地区労働組合協議会/教宣部

【HP】<http://home.g01.itscom.net/union/>

メルunion@r05.itscom.net

2020年も地域共闘を前進させよう 昨年を上回る参加者で団結旗開きを開催！

1月17日、土建目黒会館にて目黒労協主催の、『2020年 団結・旗開き』が行われ、62名の組合員・関係者の参加をいただきました。参加は20団体で、加盟組合の他に東京地評・品川区労協・中央区労協などの友誼労働組合や、国民救援会・医療生協・新婦人などの区内民主団体、日本共産党および立憲民主党の皆様、そしてJAL争議団の皆様など、多岐にわたる団体の皆様でした。目黒労協・千葉議長より『地域の仲間の団結で、共闘をさらにすすめ、20春闘を勝ち抜こう！』とあいさつ。全員で『乾杯！』のあと、会場いっぱい、にぎやかに飲食と歓談が行われました。





TV ゲームはやはり若い人が強かったようで



通しでの司会、お疲れ様でした

今回、初めての試みとして、オープニングで任天堂の Switch を使ってゲームで対戦を行い、開会まで盛り上がりました。ゲーム機の使い方がわからなく、および腰の参加者も多かったのですが、初心者でもできる簡単なゲームで、プロジェクターで大写しにしているので、参加している人も観ている人も、皆さん楽しんでいました。料理も充分にあり、参加のみなさんで、楽しく交流できました。



今年こそ全面解決を、JAL 争議団



オードブル・料理も大盛で堪能しました

中盤は、来賓や参加団体からのあいさつが続き、また、JAL 争議団から、今年こそ争議を終了したいという決意のこもったあいさつを受け、参加者も大きくうなずいていました。抽選会では、トランプのカードを抽選券がわりにして行い、多くの方が豪華景品をゲットしていました。最後に南部合唱団とともに”がんばろう”を歌いながら、新年の決意を固め散会しました。(労協/副議長の報告)



議長より当選カードを発表



「ファイトー、イッパアーツ」違う？

地域の仲間の旗開き

目黒区職労

1月9日、目黒区職労の旗開きが総合庁舎レストランで開催され、来賓含め115名の参加があり、労協からも2名が参加しました。区からは副区長ほか区議会議員の参加も多くありました。

前半の来賓あいさつのあと、後半に入ると、区職労の各支部組合員によるあいさつのほか、女性部の替え歌「長時間ロード」、保育園支部の欠員補充などを訴えるチョコちゃんの寸劇、児童館支部のパプリカのダンスの披露があり、参加者もおおいに盛り上がりました。最後に抽選会を行い、散会しました。(目黒区職労/通信員)



毎年魅せる保育園分会のアピールです

東京土建目黒支部



東京土建目黒支部の2020新春旗開きが1月18日、白金の八芳園で開かれました。南部合唱団のオープニングから佐藤忍委員長の挨拶に始まり、関係団体・目黒区長などの挨拶があり鏡びらきへと進行了しました。会場には、目黒支部の組合員さんの他、東京土建の関係者、区内の団体等で100名を超え、都議・区議の各会派の議員さんも多く参加されました。労協からは、副議長と執行委員の2名が参加し、代表して副議長が挨拶しました。

(目黒労協/副議長)

JMITU 目黒地域支部

1月10日、目黒地域支部とダイヤ分会の合同新年会がもたれました。場所は都立大駅近くの居酒屋。合同の新年会というより、ダイヤ分会の飲み会という感じか。会場は個室的なところもあって、くつろいだ気分が先行していて、堅苦しさはみじんも感じられない。当然に話題は会社のことになり、組合の話がでなかったのがチョッピリ残念だったか。

でも、「新年会」という言葉通りの熱い交流ができたと思えました。(JMITU 目黒地域支部/委員長)



非正規労働者の 賃金の均衡・均等待遇をめぐる法改正の動向

東京中央法律事務所 弁護士 江守 民夫さん

「平成 30 年労働力調査年報」によれば、有期雇用、短時間労働、派遣労働などの非正規労働者の割合は 37.8%に及び、男女間では男性で約 22%、女性で 56%となっています。

また「平成 30 年分民間給与実態統計調査結果」によれば、非正規労働者の給与は正規労働者と比べて 35.6%にとどまっており、著しい格差があります。

しかしこのような賃金格差には、合理的な根拠がない場合が多く、非正規労働者の賃金の、均等・近郊待遇をめぐる法整備を受けて、裁判が増加しています。特に 2013 年に労働契約法(有期雇用労働者の不合理な労働条件の禁止規定)が施行されてから、有期雇用労働者の賃金の、均等・近郊待遇をめぐる裁判が多く提起され、精皆勤、家族・扶養手当、住宅手当、給食手当、通勤費等の手当の不支給、さらに基本給、賞与、退職金などの格差に合理性がないとした判決が、相次ぐようになりました。



こうした中、今年 4 月には、非正規労働者の賃金の均等・均衡待遇に関するパートタイム・有期雇用労働法 8 条および 9 条、労働者派遣法 30 条の 3 が施行されます(重複する労働契約法 20 条は削除)。パート有期法 8 条は、「基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて・・・不合理と認められる相違を設けてはならない。」と、不合理な待遇の禁止を明示しており、この新しい法律を活用し、非正規労働者の賃金の均等・均衡処遇のための取組みを、強める必要があります。

※なお、パート有期法の中小企業への適用は、1 年後の 2021 年 4 月です。(東京中央法律事務所・事務所だより No.83 より)



2020年 春闘方針の討議・決定&学習を

「第69回委員会 & 学習決起集会」

◆ 2月14日(金) 土建目黒会館/午後6時30分開会